

静岡市茶の有機JAS認証取得事業奨励金交付要綱

(趣旨)

第1条 静岡市は、市の基幹農作物である茶の有機農業への取組を促進し、もって市内農業者等の持続可能な茶業経営を実現するため、有機茶の栽培に着手する者に対して、予算の範囲内において奨励金を交付するものとし、その交付に関しては、静岡市補助金等交付規則（平成15年静岡市規則第44号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 農地 次に掲げる要件の全てを満たす農地をいう。

ア 農地法（昭和27年法律第229号）第2条第1項に規定される農地で、茶生産に供される
市内農地

イ 農業振興地域（農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第6条第1項に基づき指定された農業振興地域をいう。）内に存する農地、又は生産緑地地区（生産緑地法（昭和49年法律第68号）第3条第1項の規定により定められた生産緑地地区をいう。）内に存する農地

(2) 農業者等 次に掲げる要件の全てを満たす者、それらの者で構成される団体（任意団体の場合は代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある団体に限る。）及び農業生産を行う法人をいう。

ア 市内に住所を有し、かつ、市内に居住している者（法人にあっては市内に主たる事業所を有する者）

イ 市内に農地を所有し、又は農地法第3条第1項、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条若しくは農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により農地を借り受けて市内で茶を生産する者

(3) 農地面積 次にいずれかに該当する農地面積をいう。

ア 固定資産税の納税通知書及び課税明細書又は名寄帳に記載の面積

イ 農地法第3条第1項、農業経営基盤強化促進法第18条第1項、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条又は農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定により借り受けていることを証する書類に記載の面積

(4) 有機JAS認証 有機農産物の日本農林規格（平成12年農林水産省告示第59号）に適合した生産が行われていることを、登録認証機関（日本農林規格等に関する法律（昭和25年法律

第175号) 第2条第3項に規定する者をいう。) が検査し認証することをいう。

(5) 有機茶 有機JAS認証を取得した茶のことをいう。

(6) 認証面積 有機JAS認証を取得したことを証する書類に記載の面積をいう。

(交付対象者)

第3条 奨励金の交付の対象となる者(以下「交付対象者」という。)は、農業者等であって、市長が必要があると認めるものとする。

(交付対象事業)

第4条 奨励金の交付の対象となる事業(以下「交付対象事業」という。)は、交付対象者が有機茶栽培の着手にあたって、当該年度に茶の有機JAS認証を取得した事業であって、市長が必要があると認めるものとする。

(奨励金の額等)

第5条 奨励金の額は、交付対象事業における農地の地番毎の認証面積を合算した値を基に算定するものとし、面積1アール当たり1万円(合算後の1アール未満は切り捨て)を乗じて得た額とする。ただし、交付対象事業における農地の地番の認証面積が農地面積を上回る場合については、農地面積で算定する。

(交付回数)

第6条 交付対象者に対する奨励金の交付は、1年度につき1回に限るものとする。

(交付の申請)

第7条 奨励金の交付の申請をしようとする者(以下「申請者」という)は、静岡市茶の有機JAS認証取得事業奨励金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付して、市長が別に定める日までに市長に提出しなければならない。

(1) 有機JAS認証を取得したことがわかる書類

(2) 有機JAS認証を取得した面積がわかる書類

(3) 有機JAS認証を取得した位置がわかる書類

(4) 申請者が事業実施場所の農地を所有している場合は固定資産税の納税通知書及び課税明細書又は名寄帳の写し

(5) 申請者が事業実施場所の農地を農地法第3条第1項、農業経営基盤強化促進法第18条第1項、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条又は農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定により借り受けている場合はそのことを証する書類の写し

(6) 定款、規約等(法人、組合その他の農業者で組織する団体の場合に限る。)

(7) 団体構成員名簿（法人、組合その他の農業者で組織する団体の場合に限る。）

(8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

（交付の決定及び確定等）

第8条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、法令、予算等に照らしてその内容を審査し、必要があると認めるときは、現地調査等を行い、奨励金の交付を決定し、及び確定したときは、静岡市茶の有機JAS認証取得事業奨励金交付決定兼確定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、申請者が規則第5条の2各号のいずれかに該当する場合は、奨励金の交付の決定をしない。

（交付の条件）

第9条 市長は、前条第1項の規定により奨励金の交付の決定及び確定するときは、次に掲げる条件を付すものとする。

(1) 交付対象事業の関係書類を整理し、並びにこれらの書類を奨励金の交付を受けた年度の終了後5年間保管しなければならないこと。

(2) 市長から確認・報告・是正のための措置の求めがあった場合は、これに応じること。

(3) 前号に掲げるもののほか、規則、この要綱及び市長が必要があると認める事項を遵守すること。

（請求）

第10条 第8条第1項の規定による通知を受けた者は、速やかに請求書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

（交付決定及び確定の取消し等）

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合は、奨励金の交付決定及び確定の全部又は一部を取り消し、又は既に交付した奨励金の全部若しくは一部の返還を命じることができる。

(1) 偽りその他不正の手段により奨励金の交付を受けたとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、市長が奨励金の交付を不相当と認めるとき。

（雑則）

第12条 この要綱に定めるもののほか、奨励金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

様式第1号（第7条関係）

静岡市茶の有機JAS認証取得事業奨励金交付申請書

年 月 日

（宛先）静岡市長

申請者 住所 〔法人にあっては、その主たる事務所の所在地〕
氏名 〔法人にあっては、その名称及び代表者の氏名〕
電話番号

奨励金の交付を受けたいので、静岡市茶の有機JAS認証取得事業奨励金交付要綱第7条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

1 事業内容

	農地の地番	農地面積 (a)	有機JAS認証 面積 (a)	有機JAS認証 取得年月日
1				年 月 日
2				年 月 日
3				年 月 日
4				年 月 日
5				年 月 日
	合計			

2 申請額 円

3 添付書類

- (1) 有機JAS認証を取得したことがわかる書類
- (2) 有機JAS認証を取得した面積がわかる書類
- (3) 有機JAS認証を取得した位置がわかる書類
- (4) 申請者が事業実施場所の農地を所有している場合は固定資産税の納税通知書及び課税明細書又は名寄帳の写し

- (5) 申請者が事業実施場所の農地を農地法第3条第1項、農業経営基盤強化促進法第18条第1項、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条又は農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定により借り受けている場合はそのことを証する書類の写し
- (6) 定款、規約等（法人、組合その他の農業者で組織する団体の場合に限る。）
- (7) 団体構成員名簿（法人、組合その他の農業者で組織する団体の場合に限る。）

様式第2号（第8条関係）

第 号

年 月 日

様

静岡市長 氏 名 

静岡市茶の有機JAS認証取得事業奨励金交付決定兼確定通知書

年 月 日付で申請のあった奨励金の交付については、静岡市茶の有機JAS認証取得支援事業奨励金交付要綱第8条第1項の規定により、次のとおり決定し、及び確定したので、通知します。

- 1 交付決定兼確定額 円
- 2 交付の時期
- 3 交付の条件
 - (1) 交付対象事業の関係書類を整理し、並びにこれらの書類を奨励金の交付を受けた年度の終了後5年間保管しなければならないこと。
 - (2) 市長から確認・報告・是正のための措置の求めがあった場合は、これに応じること。
 - (3) 静岡市補助金等交付規則（平成15年度静岡市規則第44号）、この要綱及び市長が必要があると認める事項を遵守すること。

様式第3号（第10条関係）

請求書

年 月 日

（宛先）静岡市長

	住所	〔法人にあっては、その 主たる事務所の所在地〕
請求者	氏名	
	電話番号	

年 月 日付け 第 号により交付の確定を受けた奨励金について、静岡市茶の有機JAS認証取得事業奨励金交付要綱第10条の規定により、次のとおり請求します。

1 請求額 円

2 振込口座 金融機関 銀行・信用金庫・農協
支店・支所
口座番号 普通・当座 No..

(フリガナ)
口座名義